

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和4年6月13日

横浜市契約事務受任者  
健康福祉局長 佐藤 広毅

- 1 契約の概要  
新型コロナウイルス感染症に係る自宅療養者用酸素濃縮装置について（その1）
- 2 履行（納品）場所  
健康福祉局健康安全課
- 3 契約日  
令和3年8月17日
- 4 履行日又は履行期間  
令和3年8月20日～令和4年3月31日まで
- 5 契約金額  
12,320,000円
- 6 契約の相手方（名称及び所在）  
（所在）東京都品川区西五反田2-12-3  
（名称）エア・ウォーター・メディカル株式会社
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由  
新型コロナウイルス感染症患者の急激な増加に伴い、自宅での療養を余儀なくされた方の内、酸素飽和度が93%以下の重篤な患者に対して緊急的に酸素濃縮装置を導入する必要があったため。
- 8 契約の相手方の選定理由  
在宅酸素機器類の賃貸借が可能な業者から、緊急対応が可能な事業者を選定。
- 9 所管課  
健康福祉局健康安全課